

松江市告示第 288 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び第 158 条の 2 第 1 項並びに国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2 の規定により歳入の徴収又は収納の事務を別紙のとおり私人に委託したので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 23 第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 12 日

松江市長 上定 昭仁